

当面の生産調整の進め方について

1 基本的考え方

主食用米の消費の減少傾向を踏まえ、全都道府県・全地域で、10 年程度先を見通した地域の水田農業のあり方、個別の農業経営のあり方等を検討した上で、20 年産以降の生産調整の実効性の確保を目指す。

食糧法の枠組みを踏まえつつ、行政（国・都道府県・市町村）も、農協系統等と適切に連携して、全都道府県・全地域で生産調整目標を達成するよう全力をあげる。

特に、19 年産の生産調整が目標未達となっている都道府県・市町村において重点的に取り組む。

都道府県段階・市町村段階における推進に当たっては、次の関係者がそれぞれ及び相互に連携して生産調整目標を達成するため全力をあげることを確認する。特に、19 年産において大幅に過剰作付けとなっている都道府県・市町村など、これまでの推進状況・達成状況等からみて必要な場合には、生産調整目標達成合意書の締結を行う。

都道府県については、農協中央会長その他の農業者団体・集荷団体の長、地方農政局長、都道府県担当部長等の関係者

市町村については、農協中央会長・関係農協組合長その他の農業者団体・集荷団体の長、地方農政局長又は地方農政事務所長、都道府県担当部長、市町村長等の関係者

都道府県協議会・地域協議会の運営に当たっては、その会長・事務局いかに関わらず、メンバーとなっている農業者団体及び行政がそれぞれ及び相互に連携して積極的に取り組む。

生産調整非実施者や非実施者から集荷している集荷業者・販売業者に対しても、米の需給状況を認識し、適切な対応を取るよう強力に要請する。

全集連・全米販等との協議を進め、その結果を踏まえて、生産調整の実効性確保に向けた更なる具体的方策を策定する。

都道府県協議会・地域協議会の全国版として、全国協議会（全中・全農・全集連・全米販・農林水産省等で構成）を設ける。

2 主食用米の生産数量目標の適切な設定

(1) 需要見通し

確実に需給バランスがとれる水準に設定する。

(毎年¹の需要減少量に毎年の変動幅を考慮し、主食用米需要見通しを 819 万トンとする)

(2) 都道府県別の需要量に関する情報

従来ルールに即しつつ、過剰作付県に対するペナルティと達成県に対する配慮を行って配分する。

数量のほか、面積換算値も提示する。

その際の平年単収は、都道府県ごとの統計数値を用いて算定する。

都道府県から市町村、市町村から地域協議会、地域協議会から方針作成者への情報提供に当たっても、面積換算値を提示する。

各段階において提供する面積換算値総数は、各段階が提供された面積換算値の範囲内に収まるようにすることを基本。

(3) 都道府県間調整

1月10日を目途として、次の条件で、都道府県から生産数量目標の増減の申出を受け付けた上で、国が調整する。

目標削減申出都道府県 産地づくり交付金を加算(110千円/トンを上限)

目標増加申出都道府県 産地づくり交付金を減額(40千円/トンを下限)

3 「新規需要米」による生産調整方式の導入

「主食用米」「加工用米」以外の米の新規需要について、当該用途に確実に使用することを農業者、需要者等の契約書及び誓約書で確認した上で、生産調整にカウントする。

契約書等に違反し、主食用等に横流しをした場合には、農業者及び需要者等にペナルティ（産地づくり交付金等の返還、名称・違反事実の公表、政府米買受資格の停止等）を課す。

4 目標達成に向けたコントロールの強化

(1) 目標配分段階

地域協議会は、全水稲作付農業者が直接又は間接に参画し、公正な議論の上で、配分ルールを決定し、適切に目標が提供されるよう措置する。

地域協議会は、に当たっては、地域全体として目標が確実に達成できるよう留意する。

地域協議会は、目標配分後、配分した数量及び面積を県協議会経由で全国協議会に報告する。

(2) 作付段階

地域協議会は、作付終了後、地域内の水稲作付面積及び加工用米・新規需要米の作付面積（この差を主食用作付面積とみなす）を県協議会経由で全国協議会に報告する。

地域協議会は、面積把握に当たっては、共済組合・農政事務所等と連絡を密にする。

生産調整実施計画書・営農計画書と水稲共済引受申告書の様式の一体化、生産調整実施状況の確認の合同実施、関係機関との作付面積等についての情報交換・重点地域の現地確認等。

地域協議会は、主食用作付面積が生産数量目標の面積換算値を超える場合には青刈り・新規需要米の作付面積の拡大等の事後対策を講ずる。

(3) 収穫段階

地域協議会は、収穫後、地域内の総収穫量（篩下米を含む）、くず米・加工用米・新規需要米・区分出荷米の販売予定数量（この差を主食用販売数量とみなす）を県協議会経由で全国協議会に報告する。

数量把握に当たっては、共済組合、農政事務所等と連絡を密にする。

生産調整実施状況の確認の合同実施、関係機関との収穫量（作付面積・作柄等）についての情報交換・重点地域の現地確認等。

地域協議会は、主食用販売数量が生産数量目標を超える場合には、新規需要米の販売予定数量の拡大等の事後対策を講ずる。

これに関連して、現実にワークする出口対策のあり方について、引き続き検討する。

5 生産調整実施者メリット

- (1) 産地づくり交付金のうちの(2)以外の部分
前年産と同一の金額を都道府県別に配分する。
- (2) 新需給調整システム定着交付金のうちの 100 億円

30 億円を 2 - (3)の都道府県間調整用の財源としてプールする。

それ以外の部分について、19 年産の生産調整の取組実績に配慮して配分する。

(3) 地域水田農業活性化緊急対策（補正予算）

総額 500 億円

内容

ア 麦、大豆、飼料作物等の生産の拡大

地域協議会との 5 年契約を前提に、20 年産の麦・大豆・飼料作物等の作付面積（生産調整の拡大分）について、5 万円 / 10a の緊急一時金（19 年産の未達成者は、3 万円 / 10a）

ただし、1 農業者 100 万円を上限（地域協議会が生産調整目標の達成上特に必要であるとして都道府県協議会の承認を得た場合は、その額を上限とする。）

イ 非主食用米の低コスト生産技術の確立（多収品種・直播栽培・二期作・麦と非主食用米の年 2 作等）

地域協議会との 3 年契約を前提に、20 年産の試験圃場面積（生産調整の拡大分）について、5 万円 / 10a の緊急一時金

配分

20 年産の生産調整の拡大への対応を中心として配分する。

6 目標未達成の都道府県・地域・農業者への対処（ペナルティ）

- (1) 目標を達成したかどうかは、当該地域全体としての主食用作付面積（全水稻作付面積から加工用米・新規需要米の作付面積を控除したもの）で判定することを基本とする（作況による生産オーバーが発生した場合は、集荷円滑化対策等に対応）。

ただし、当該地域全体としての主食用販売数量（総収穫量からくず米・加工用米・新規需要米・区分出荷米の販売予定数量を控除したもの）が生産数量目標の範囲内となっている場合も達成とする。

- (2) 20年産の生産調整が目標未達となった都道府県・地域については、

20年産の産地づくり対策が、予定通り交付されないことがあり得る。

21年産の各種補助事業・融資について、不利な取扱いを受けることがあり得る。

21年産の産地づくり対策について、不利な取扱いを受けることがあり得る。

なお、関係者は目標未達成とならないよう全力をあげることとし、未達となった都道府県・地域の具体的な取扱いについては、20年産の生産調整のステージごとの推進状況・達成状況等を見ながら、適切なタイミングで決定する。

- (3) 認定農業者であることが要件となっている農林漁業金融公庫のスーパーL資金については、今後（平成16年8月の借用証書変更以降の借入に適用）、生産調整非実施となったことを理由に認定農業者の認定が取り消された場合には、繰上償還を求めるとともに、農林水産長期金融協会からの利子助成の措置を停止する。

スーパーL資金以外の政策融資、融資残補助をはじめとする各種政策支援措置については、災害資金など一定の分野を除き、生産調整非実施者をその対象としない方向で検討する。

7 農協系統の役割等

(1) 農協系統に対して、次のことを要請する。

食糧法の枠組みに基づく生産調整の主体である生産者団体として、行政と連携して、生産調整の達成に責任を持って取り組む。

播種前契約、買取集荷等に積極的に取り組み、集荷率を上げる。

篩下米や非主食用米の集荷・販売体制を確立し、多様な米需要に的確に対応する。

(2) 農協の生産調整非実施者からの米の集荷については、生産数量目標の範囲内で締結された出荷予約契約の数量に着目し、生産数量目標の範囲内の米とそれを超える米とで引受けや価格について差をつけても、原則として問題とならないことを周知する。(なお、生産調整非実施者について、一律に不利益な扱いをすることは問題となるおそれがある。)

8 その他

今後の生産調整の具体的進め方については、国・都道府県・市町村・農業者団体等の連絡を密にし、必要な調整を行いながら決定する。

特に、各地の効果的な取組を関係者が共有し、また各地が抱える問題点の解決策を見出せるような仕組み（メーリングリスト、ホームページ等）を設ける。

また、国（農政事務所等）及び都道府県・市町村並びに農業者団体、共済組合等関係機関は、作付面積等について情報交換を密にするとともに、農政事務所等が重点地域の現地確認を行うなど、共通認識の醸成に努めるものとする。